

資料

西ドイツ中央銀行関係法規

目 次

- (1) ドイツ・レンダー・バンクの設立に関する法律
- (2) ドイツ・レンダー・バンク定款
- (3) 州中央銀行法

附 西ドイツ中央銀行法改正の方向

西ドイツの中央銀行関係法規中、レンダー・バンク法は昭和24年に当局において翻訳したことがあるが、当時の資料の関係上英文テキストによつたため規定の内容につき若干明瞭さを欠く点があり、又その後『政府との関係』『利益金処分』等重要事項の改正や部分的な追加等も行われているので、今般ドイツ文テキストに基き全面的に改訂検討を加えることとした。

またこの機会に同国中央銀行制度を理解する上に不可欠と思われるレンダー・バンク定款並びに（統一）州中央銀行法をも併せて翻訳した。なおテキストとしては W. Hofmann, Handbuch des gesamten Kreditwesens. 5 Auflage を使用し、本書出版後の改正分についてはレンダー・バンクの通牒 (Mitteilungen) に依つた。

中央銀行法成立後数次の改正が行われているが、改正が原法律の一部を改正する法律によって行われているため、改正に伴つて当然読み替えられなければならない語句が読み替えられないで残存する等法規上の不統一が認められる。これらの点について適宜法律の訳註において指摘し、更に原文が繁鎖な処は適宜括弧等を挿入し、（※で表示）理解に便利な様にした。

現在西ドイツにおいて中央銀行法の改正問題が再燃しており、本年中には新しい単一機構の中央銀行法案が議会に提出される見込が強い。従つてここに訳出した中央銀行関係法規も早晚改正されるべき運命にあるものと思われるが、新法案でも基本的には現行法の内容が踏襲されるものと見られる。

中 央 銀 行 制 度 概 観

ドイツ降服（1945年5月）により旧中央銀行であつたライヒス・バンクは直ちに閉鎖されたが、1946年から48年にかけて、州中央銀行 (Landeszentralbank) が軍政府の指令により、西独地域の各州毎に公法上の法人として設立され、ライヒス・バンク支店網を引継いで中央銀行業務を行つていた。その後1948年3月1日レンダー・バンクが設立され、州中央銀行の中央銀行として、通貨金融政策の統一的決定及び銀行券の独占的発行の権限を賦与されるに及んで現行西ドイツ金融制度の確立を見た。

レンダー・バンクの成立と共に各州毎に制定されていた州中央銀行設立法を統一する必要が生じたため、1949年4月15日統一州中央銀行法が制定

された。現行西ドイツ中央銀行法規はレンダー・バンク設立法・州中央銀行設立法及び定款を根幹とするものである。

西ドイツ中央銀行制度の特色として(1)中央銀行組織がレンダー・バンク及び加盟州中央銀行という二重機構であること、(2)中央銀行の独立性が極めて強いこと等を挙げることが出来よう。これらについて略述すれば

1. **二重機構**——レンダー・バンクは「州中央銀行の銀行」として、また「連邦政府の財政上の代理人」としての機能を営んでおり、各州中央銀行は夫々の営業地域において「銀行の銀行」として、また「州政府の財政上の代理人」として活動している。各州中央銀行の上に位するレンダー・バン

クが米国の連邦準備制度と異なり単なる「理事会」でなく、「銀行」である点は同国金融制度の特色と言えよう。

中央銀行の二重機構は西ドイツ共和国が連邦国家であることに照応するものであつて、レンダー・バンクの資本金が州中央銀行によつて出資せられ(同行法第25条a)、各州中央銀行総裁がレンダー・バンク理事会の一員となる(同行法第21条a項)等、中央銀行機構の連邦的性格の維持に努力が払われている。他方各州中央銀行の資本金は州政府によつて出資せられ、その総裁が州総理大臣によつて任命される等州中央銀行と州政府との関係も極めて密接である。

しかし外見上の二重組織にも拘らず、レンダー・バンクの政策決定機構である中央銀行理事会が金融政策を決定し(同行法第20条)、州中央銀行理事会は、レンダー・バンク理事会の決定に従うことを義務付けられている(州中央銀行法第7条)ことによつて、中央銀行政策の統一性が保たれていることに注目しなくてはならない。

2. 政府からの独立性——中央銀行は政府の直接の指示を受けることはなく、単にその経済政策を尊重することを義務付けられているに過ぎない。(同行法第6条a)。また政府代表は中央銀行理事会に出席しうるが議決権はなく(同行法第6条b)、同行の決議が政府の一般的経済政策に反すると認めた場合に限り単に8日間の議決延期を要求しうるにすぎない(同行法第6条c)。州中央銀行は業務遂行に当り州の一般的な監督に服し(同行法第9条)、且州中央銀行総裁は州総理大臣により任命される(同行法第3条3項)。しかし州中央銀行総裁は中央銀行理事会の一員たる資格における意見の陳述及び票決に関し、如何なる指令もうけず、(レンダー・バンク定款第7条)他方中央銀行理事会の決定は州中央銀行の金融政策を拘束するから、中央銀行の独立性は充分確保されていると言えよう。

次にレンダー・バンク・州中央銀行の組織及び業務につき略述すると次の通りである。

(A) 組織

(1) レンダー・バンクはフランクフルトに本店をおく公法人で、支店、姉妹会社、または関係企業

を持たない。銀行の業務は役員会(Direktorium)によつて運営されるが、一般的な業務方針、就中公定歩合政策、支払準備政策及び公開市場操作を含む金融政策は、中央銀行理事会(Zentralbankrat)によつて決定される。中央銀行理事会は、その政策決定に当り政府からの指令を含め如何なる指令も受けない。

レンダー・バンク役員会は、銀行の執行機関で、総裁、副総裁及び最低三人最高六人の役員によつて構成される。役員会の総裁・副総裁は、中央銀行理事会によつて選任され、その他役員は理事会によつて任命される。任期も理事会が定める。総裁および副総裁の選任には各州中央銀行の総裁だけが投票する。役員会の総裁は、中央銀行理事会の定めた事項の実施及び銀行の業務運営につき、理事会に対し責任を負い、他の役員は総裁に意見を述べかつ輔佐する。したがつて役員会は、以前のライヒスバンク理事会のごとく、各役員が同等の責任を有する職制ではなく、責任と決定権とが総裁に集中しているわけである。

中央銀行理事会は、9州中央銀行総裁から選挙された一人の議長と、レンダー・バンク役員会の総裁(当然副議長となる)と加盟州中央銀行の総裁とから構成されている(メンバー総計11名)。中央銀行理事会の決議は単純多数決によるが、賛否同数の場合は議長の票による。レンダー・バンクの資本金は1億マルクで全額各州中央銀行の引受けによつている。

(2) 州中央銀行は公法上の法人で州政府と同列の地位を持ち、かつその州に支店を設けることができる。現在のところ西ドイツの通貨地域9州には総計45の州中央銀行独立支店(die selbständige Bankanstalten)と210の非独立支店(die unselbständige Bankanstalten)とが存在している。

資本金は関係州の資本出資により、金額は各州によつて異つていて、州中央銀行の業務は総裁、副総裁および若干の役員から成る役員会(Vorstand)によつて運営される。総裁及び副総裁は州大蔵大臣の推薦に基き、州総理大臣(Präsident minister)によつて任命される。他の役員は総裁の推薦により州中央銀行理事会が任命する。役員の任期は5年で再選が許される。

州中央銀行理事会 (Verwaltungsrat) は州中央銀行の一般的業務方針につき原則を確立し、業務遂行を監督する。その構成は議長、副議長、および 7 名の役員（州銀行監督局長、商工、農林、労働代表者、民間銀行、公立銀行、及び信用組合のそれぞれの代表者）とから成る。議長は理事会メンバー中から州大蔵大臣の推薦により州総理大臣によつて任命される。理事会の副議長には役員会總裁が当たる。

(B) 業務——レンダー・バンクは連邦共和国における銀行券の独占的発行権を有し、州中央銀行の支払能力を強化し、連邦政府の財政代理人として活動すると共に、外貨の集配を行い、外国為替政策に関して主務官庁に意見を具申している。な

お銀行券の発行に対する準備規定はなく、最高額制限が行われている。

州中央銀行は銀行の銀行として夫々の管轄地域内での通貨流通・信用供給を規整し、金融機関の支払能力の強化を計ると共に、州の唯一の財政代理機関たる機能を営んでいる。州中央銀行（フランス占領地域の州中央銀行を除く）は対個人取引を行っていない。州中央銀行はレンダー・バンクに支払準備金を予入し、貸付・割引取引を通じて資金の供給を受けているが、この点は西ドイツの中央銀行制度の一特色と見らるべきものである。なお州中央銀行に対する貸付利子・割引歩合は専らレンダー・バンクの収益上の見地に出るもので金融政策上の意図はない。

1. ドイツ・レンダー・バンクの設立に関する法律

(米軍占領地域法律第60号、英軍占領地域法律第129号、仏軍占領地域法律第203号(註))

	関係文
第1章 銀行の法的地位及び所在地	1—5
第2章 連邦政府に対する関係	6—7
第3章 任務及び業務活動	8—19
第4章 組織	20—24
第5章 資本金、週報、年次決算及び利益分配	25—29
第6章 一般規定	30—34
第7章 罰則	35—37
第8章 その他の規定	38—39

前 文

加盟州中央銀行の業務地域における通貨の最善の使用を可能にし、通貨ならびに通貨信用制度を安定させ、かつ加盟州中央銀行活動の統一性を保持するため、米国及び英國地区の軍政府及び最高司令官は、ドイツ・レンダー・バンクを設立することに意見が一致した。

米軍政府はこの合意を実現するため米国占領地域において法律第60号(修正条文)を公布する。よつて以下の如く命令する。

(註) 前文及び第8章が占領地域によつて若干異なる。ここではアメリカ地域のものを訳した。

第1章 銀行の法的地位 (Rechtsform) 及び所在地

第1条 ドイツ・レンダー・バンクは——以下、銀行と称す——本法により公法上の法人として、フランクフルト・アム・マインに設立される。

第2条 本法において別に定める場合のほか、銀

行の業務は、加盟州中央銀行、その他のドイツ諸州(註1)又は外国の中央銀行(※これに準ずる機関を含む)、及び統合経済地域政府(註2)との取引に限定されるものとする。

(註1) レンダー・バンクの設立当時はフランス地区の州中央銀行はレンダー・バンクの管轄下になかつた。

(註2) 統合経済地域政府は現在の連邦共和国政府である。

第3条 本法、又は他の法律で別に規定する場合を除き、銀行は、政治団体または裁判所を除く公共機関の指示を受けない。

第4条 銀行は信用制度法 (Reichsgesetz über das Kreditwesen) の規定に拘束されない。

第5条 銀行は支店、姉妹会社及び傘下企業を保持してはならない。

第2章 連邦政府に対する関係

第6条 a ドイツ・レンダー・バンクは、連邦政府の一般経済政策を尊重し、その任務の範囲内でこれに協力する義務を有する。

b 連邦大蔵大臣及び連邦経済大臣、またはその常任代理人は、中央銀行理事会の会議に連邦政府の代表として出席する権限を有する。政府代表は会議の召集を要求することができる。

政府代表は動議を提出することができるが議決権を有しない。

c 連邦政府の代表1名の見解により、中央銀行理事会の議決につき、連邦政府の一般経済政策の観点から異議が存する場合には、政府代表は最長8日を限り議決の延期を要求できる。

第7条 ドイツ・レンダー・バンクは連邦政府に対し、連邦政府の要求する報告及び資料を提出しなければならない。

第3章 任務及び業務活動

第8条 銀行はその管轄地域内における銀行券の独占発行権限を有する。

第9条 銀行は加盟州中央銀行の支払能力及び流動性を増進するよう配慮するものとする。

第10条 銀行は各州共通の金融政策を決定し、かつ能うかぎり各州間における金融政策の統一性を確保するものとする。

第11条 a 銀行は、加盟州中央銀行の貸付利子・割合歩合及び公開市場政策を含む銀行信用の一般的規整に関する指令を発することができる。

b 貸付利子・割引歩合は加盟州中央銀行間で相異することを得る。

c 銀行は個々の金融機関の支払準備金の保持につき規制を行う権限を有する。当該指示は、加盟州中央銀行が行うものとする。

第12条 a 銀行は第三者の委託にもとづいて生じた、各州間に亘るすべての銀行間の振替取引を行う。金融機関は州中央銀行に有するその勘定を通じてこの振替取引を決済するものとする。

b 銀行は前項についての例外を認めうるものとする。

第13条 銀行は各州中央銀行と次の取引を行うことができる。

a 現行法律の制限に従つて、外国為替、金銀及びプラチナを売買すること。

b 預金を受入れること。

c 手形の再割引を行うこと。

d 次の物件を担保として貸付を行うこと。

(1) 手形

(2) ドイツ連邦共和国、以前の統合経済地域政府、加盟州中央銀行の管轄地域たる州及びベルリン中央銀行の管轄地域たる(西)ベル

リン市市政府の発行した大蔵省手形、債券及び登録債(Buchforderung)

(3) 加盟州中央銀行及びベルリン中央銀行が貸付の担保として受け入れ、もしくは公開市場取引を通じて取得した確定利付債券及び登録債

e 有価証券及び有価物の保管及び管理のための便宜を供与すること。

第14条 銀行は次の業務を行うことが出来る。

a ドイツ連邦共和国政府のため無償で国庫業務及び現金出納業務を行うこと。とくに預金の受け入れ、大蔵省手形、確定利付債券及び登録債の売買、支払及び振替取引、ならびに有価物及び有価証券の保護預り及び管理のための便宜供与。

b ドイツ連邦共和国又は以前の統合経済地域政府の振出した大蔵省手形を公開市場で売買すること。

c ドイツ連邦共和国又は以前の統合経済地域政府の振出した債券及び登録債を公開市場で売買すること。

d ドイツ連邦共和国(※負担平衡特別基金を含む)に対し現金貸付及び大蔵省手形信用(現金信用)により、短期信用を供与すること。

短期信用の最高限度は、ドイツ・レンダー・バンクが自己勘定で買入れ、または割引の約定を与えた大蔵省手形を含め

1. ドイツ連邦共和国については15億ドイツ・マルク

2. ドイツ連邦共和国の負担平衡特別基金については2億ドイツ・マルク

とする。

ドイツ連邦共和国及び負担平衡特別基金は支払いのため直ちに必要としない現金をドイツ・レンダー・バンクに預入しなければならない。但しドイツ・レンダー・バンクとの協議により例外を認めうる。ドイツ・レンダー・バンクはこれらの預金を預託者の要求とその計算で、平衡請求権に投資し、且つ預託者の要求によりその計算でこれを買戻さなければならない。連邦を債務者とする平衡請求権が連邦の手に返った場合にも、連邦に対する請求権自体は消滅しない。

e ドイツ連邦共和国に対し、その国際通貨基金及び国際復興開発銀行のメンバーとしての義務遂行のため、合計最高15億ドイツ・マルクの信用を供与すること。うち国際復興開発銀行に対する義務を遂行するための信用は、最高35百万ドイツ・マルクとする。

第15条 a 銀行は外国為替政策に関し、主務官庁に対して意見を述べることが出来る。

b 銀行は現行法規の定めるところに従い外国銀行に勘定を設け、かつ自己もしくは他人の勘定で外国為替（外国通貨表示の現金通貨及び手形、一流銀行引受手形、大蔵省手形ならびに外国銀行における預金をいう）、金、銀及びプラチナを取得し、且つこれらを処分することができる。銀行は同様に自己若しくは他人の勘定で、外国為替、金、銀及びプラチナに関する取引を結び、法律の規定の範囲内で前記の諸物件を担保として貸付を受け、更に外国為替の先物取引を行うことができる。

c 銀行は外国為替業務一軍政府法律第52条1章1条fに該当する所有権に関し、軍政府法律第53号第1章又は軍政府法律第52号第2章により禁止されている外国為替取引につき、特に許された場合を含む一の実施に関する規則を定める。

第16条 銀行は申出に基いて、合同輸出入機関及びその他のドイツ諸州にあるそれに準ずる機関のために、金融及び現金出納業務を行う。

第17条 銀行は通貨及び銀行制度の分野における統計の徵求、集計及び利用につき規制を行い、かつ加盟州中央銀行の準備作業のための規定を定める。

第18条 銀行は第8条ないし第17条に規定する場合の外、銀行の経営目的上必要な取引を行うことができる。

第19条 a 銀行は加盟州中央銀行との間の取引に適用する貸付利子及び割引歩合を決定し、且つこれを公表する。

b 銀行は加盟州中央銀行の支払準備金を決定し、この準備金を同行に保持するよう要求することができる。この準備金は加盟州中央銀行における総預金の30%を超えてはならない。

c 銀行は統合経済地域政府との取引に適用する利率を公表する。

d 銀行の預金は無利子とする。

第4章 組 織

第20条 銀行の一般業務方針は中央銀行理事会（以下理事会と称す一訳註）が決定し、役員会が執行する。

第21条 a 理事会は議長、役員会総裁及び加盟州中央銀行総裁により構成される。

b 理事会の決議は単純多数決により、各構成員は一票の投票権を有する。賛否同数の時は議長の投票によりこれを決する。定足数は構成員の半数以上とする。

c 役員会副総裁は理事会のあらゆる会議に出席しすべての討議に参加する権限を有するが、役員会総裁が欠席しこれを代理する場合に限り議決権を有するものとする。

d 理事会議長は理事会構成員の単純多数決により選任される。そのさい、現職の理事会議長及び役員会総裁は投票に参加しない。

議長の任期は三年とし再任を妨げない。議長は任期中、加盟州中央銀行の理事会（Verwaltungsrat）もしくは役員会の構成員となつてはならない。

e 役員会の総裁一その欠席の場合は役員会副総裁一は理事会副議長の職を行う。

第22条 a 理事会議長及び役員会構成員の俸給は、当該個人と理事会により代表される銀行との契約によつて定められるものとする。

b 銀行の幹部職員、職員及び労務員の勤務に関する事項は、銀行の人事規則により規定されるものとする。

第23条 a 理事会は第3章、第4章第22条a、第24条b、及びc、第5章第25条b、第28条a及びb、第29条、第6章第31条a及びb、第34条aに列挙する銀行の任務に関する責任を他に委任してはならない。但し理事会はその裁量により、その一般的監督を条件として、前記諸事項及びその他すべての任務の実施を委任することができる。

b 役員会総裁がその必要を認め、かつ必要な措置の採用遅延により、銀行の任務達成が害

せられると考えられるような場合には、理事会議長が理事会の名において必要な処置を採ることができます。

この場合には、採用された措置の認否を決定するために、遅滞なく理事会を召集しなければならない。

第24条 a 役員会は総裁、副総裁及び定款の定める若干名の役員会構成員により構成される。

b 役員会総裁及び副総裁は理事会が選任し、かつその任期を決定する。そのさい理事会議長及び役員会総裁は選挙に加わらない。その他の役員会構成員は、その後理事会が任命したた任期を決定する。

再選及び再任を妨げない。

c 役員会構成員は重大な事由がある場合、理事会により何時でも罷免され得るものとする。但し罷免の事由を具体的に明示することを要する。任命のさい契約中に、罷免の場合、協約に基づいて生ずる本人の金銭上の債権に関し制約を加えない旨、規定することができる。

d 役員会総裁は、理事会の全決定事項の実施及び銀行業務の一般的運営につき、理事会に対し責任を負わなければならない。

e その他役員会の構成員は総裁に意見を具申し、理事会の方針及び決定事項の実施につき総裁を補佐するものとする。

f 役員会は裁判上及び裁判外で銀行を代表する。

g 役員会の構成員は、2名を以て銀行の名において意思表示を行う権限を有する。右の意思表示は、役員会によつて権限を与えられた代理人によつて行われた場合にも法律上有効である。

h 役員会構成員の1名または役員会によつて権限を与えられた代理人の1名に対してなされる意思表示は、銀行に対する意思表示としての効力を有する。

第5章 資本金、週報、年次決算及び利益分配

第25条 a 銀行の資本金は1億マルクとする。本法施行地域内におけるすべての州中央銀行は、1948年3月1日現在の預金残高に比例して資本

金を醸出するものとする。

b 理事会は、1948年3月1日以後2年以内に、出資割当を新たに決定することができる。

第26条 役員会は毎月7日、15日、23日及び月末現在で諸勘定残高を公表するものとする。諸勘定報告には次の各項を含まなければならない。

a 資産の部

現金在高

外国通貨

自由処分の可能な对外債権

処分に制限のある对外債権

統合経済地域政府の大蔵省手形

統合経済地域政府の確定利付債券

手形

次のものを担保とする貸付

(1) 統合経済地域政府の大蔵省手形

(2) 各州大蔵省手形

(3) 手形

(4) 統合経済地域政府の公債

(5) 各州公債

(6) その他の有価証券

統合経済地域政府に対する現金貸付

その他資産

b 負債の部

銀行券発行高

鑄貨発行高

加盟州中央銀行の支払準備預金残高

加盟州中央銀行の任意預金残高

統合経済地域政府の預金残高

その他の預金残高

その他の負債

資本金

法定積立金

その他積立金及び引当金

第27条 役員会はさらに各月末現在で銀行及び加盟州中央銀行の総合諸勘定報告を作成し公表するものとする。

第28条 a 役員会は各暦年末から3カ月以内に年次決算を行うものとする。理事会はこれを検討し承認を与えると共にこれを公表するものとする。承認により役員会は当該事項の責任を免れる。年次決算を承認し得ない場合、理事会は必

要な措置をとらなければならない。理事会の承認した決算は、(※如何なる場合にも)営業年度の終了後5カ月以内に公表しなければならない。

b 年次決算及び銀行の諸帳簿は、役員会が理事会に提出するに先立ち、理事会の任命した専門知識を有しつつ独立の会計士(Wirtschaftsprüfer)による検査を受けねばならない。

c 銀行の営業年度は暦年とする。

第29条

(1) ドイツ・レンダー・バンクの利益金は次に掲げる順序で使用されなければならない。

1. 利益の20%—ただし最低20百万マルクを下ることを得ない—は法定積立金が銀行券発行高の5%に達するまでこれに繰入れる。

2. 出資金に対し6%の利益配当を行う。

3. 理事会の議決により残余利益の10%まで特定目的のための積立金を行うことができる。

4. 30百万マルク以上40百万マルクを超えない額を、ドイツ・レンダー・バンクの管理する(※債権者たる金融機関の満期到来の債務を弁済するため買入が必要と認められる)平衡請求権買上げのための基金に繰入れるものとする。

5. 残額は連邦に帰属する。

(2) 法定積立金は減価調整又はその他の損失の補填のためにのみ使用することができる。前記目的的ため別途積立金がある場合もその使用を妨げない。

(3) 第1項第4号に所謂平衡請求権とは、通貨制度の新秩序にかんする規定(通貨改革法一訳註)によつて金融機関、保険会社及び建築貯蓄銀行に与えられた平衡請求権を言い、1952年2月15日付土地調整法第5条による土地平衡請求権もこれに準ずる。

(4) 第1項第4号によつて積立てられた基金の資金により買上げられた平衡請求権は次年度の始めに利子を合せて連邦に移管されるものとする。

第6章 一般規定

第30条 a 銀行は統合経済地域政府の各官庁と同列の地位を有する。

b 銀行は、課税、建築、建物の処分及び賃貸につき、銀行の管轄地域内における最高官庁

と同等の特権を有する。

第31条 a 銀行は、その任務の達成のために必要とされるすべての資料及び報告を加盟州中央銀行に要求することができる。

b 第2章第7条に定める場合を除き、理事会及び役員会の構成員、及びドイツ・レンダー・バンクに勤務するすべての者は、その了知するに至れるドイツ・レンダー・バンク業務並びに組織、とくに銀行のすべての取引及び供与された信用の範囲につき銀行退職後と雖も他に洩らしてはならない。

c 理事会の構成員及び役員会総裁は理事会議長の許可なしに、また役員会の構成員及びその他前項に掲げる者は役員会総裁の許可なしに、裁判所で証言してはならない。この許可は、証言が公共の秩序を著じる害するが、または公共の任務の達成を困難ならしめる場合に限り拒絶されるべきものとする。係争事項管轄の裁判所は、理事会議長ならびに役員会総裁の決定を審査することができる。重大な理由なしに許可が拒絶されたことが明らかとなつた場合には、裁判所はこの許可なくして証言ないし証書類の提出を命ぜることができる。

d 銀行は、各州銀行監督局と協議の上、加盟州中央銀行の計理の検査ならびに確認につき、原則を定めるものとする。

e 銀行は貸付の担保となし得る有価証券及び信用格付リストの明細表を発表してはならない。

第32条 官吏の行為に対する国家の責任にかんする規定の趣旨は銀行にも準用されるものとする。

第33条 a 役員会総裁は、銀行のために公証役(Urkundbeamte)を任命することができる。公証役は判事の資格を有していなければならぬ。公証役は公印を保存するものとする。

b 公証役は行務につきすべての公証任務を行う権限を有する。銀行を代表する権限は銀行の公証役の証明により証明される。

第34条 a 理事会は本法諸規定の実施のために必要な銀行の定款、加盟州中央銀行に対する指令及び銀行の業務遂行のために必要な管理規則を定めるものとする。定款の変更には連邦政府の

同意を要する。

b 銀行の定款、これに付属する施行細則及び行務に関するすべての公式の発表は、統合経済地域政府の官報で公表される。

c 特に明文を以て規定されている場合を除き前項により公布された定款及び諸規則は官報発行の日から発効する。

第7章 罰 則

第35条 銀行の理事会又は役員会の構成員で、本法により要求された諸勘定報告、決算書、その他の報告中、故意に銀行又は加盟州中央銀行の当該事項の状態につき誤りを陳述し、事実を隠蔽し、諸勘定報告・決算報告及びその他の報告上で虚偽の記載をなし、もしくは重大な登記上の脱落を行い、又はこれらに参画した者は、5年以内の禁錮及び10万マルク以下の罰金、又はこれらのいずれかの刑を適用される。但し本法以外の法律でより重い刑罰が課せられる場合はこの限りでない。

第36条 銀行の理事会もしくは役員会の構成員、加盟州中央銀行の理事会もしくは役員会の構成員、又は銀行もしくは加盟州中央銀行の職員にして、本法にもとづき定められた施行細則に違

反し、もしくはかかる違反に参画し、またはこれを帮助した者は、1年以内の禁錮及び最高2万マルク以下の罰金、又はこれらのいずれかの刑を適用される。但し本法以外の法律で、より重い刑罰が課せられる場合はこの限りでない。本項に規定する刑罰については施行細則中明文を以て規定することを要する。

第37条 他に明文の規定がないがぎり、本章にもとづく刑の訴追は州の裁判所で行われなければならない。

第8章 その他の規定

第38条 本法正文はドイツ語によるものとし、軍政府命令第3号及び軍政府法律第4号（修正条文）の第2章第5条の規定は適用されないものとする。

第39条 本法は法律修正条文として、バイエルン、ヴュルテンベルグバーデン、ヘッセン及びブーメンの諸州において1948年11月1日に発効する。（註）

（註） 仏占領地域法律第203号第39条一本法はフランス地城最高司令官の官報で公布されフランス占領地域の法律として施行せられる——バーデン・バーデンにて、1949年3月26日

2. ドイツ・レンダー・バンク定款

1948年9月28日、フランクフルト・アム・マイン、ドイツ・レンダー・バンク

	関係条文
第1款 資本金	1—2
第2款 機関	3—12
第3款 人事関係	13
第4款 業務活動	14—15
第5款 会計報告	16—19

第1款 資本金

第1条 ドイツ・レンダー・バンク（以下銀行と称す）の資本金は1億ドイツ・マルクとする。

第2条(1) 資本金に対する持分はドイツ・レンダー・バンク設立法（以下法律と称す）第25条bに基く資本参加の新決定によるほか、譲渡することが出来ない。

(2) 資本金の持分証券による証券化は行わない。

第2款 機関

第1項 中央銀行理事会（以下理事会と略称、訳者註）

第3条 理事会は理事会議長が召集する。理事会議長は理事会の決定または理事会構成員の1名の申出にもとづき、集会の日時を決定しなくてはならない。

第4条 理事会はフランク・フルト（アム・マイン）で行われる。理事会の決定により前記以外の場所で理事会を行うことができる。

第5条(1) 理事会の召集は議事日程を明示して行われる。召集は原則として文書によつて行われなければならない。緊急な場合には電話または電信によることが出来る。

(2) 最少 9 名の賛成ある場合、理事会は議事日程に存しない事項についても討論し決定することを決議しうるものとする。

第6条 文書または電信の票決による決定は、次の場に限り認められる。

a 理事会が前記手続につき明文を以て決定した場合

b 理事会の如何なる構成員も前記手続につき異議を申立てなかつた場合

第7条(1) 加盟各州中央銀行総裁に事故ある場合には、その指名する州中央銀行役員会構成員の 1 名を代理として集会に出席せしめることができる。

(2) 州中央銀行総裁及びその代理人は理事会における意見の陳述及び票決に当り如何なる指令にも拘束されない。

第8条(1) 理事会の行う選挙並びに指名は秘密投票によるものとする。

(2) 当選者または被指名者は投票において絶対多数を得なければならない。第 2 回の投票においても絶対多数を得る候補者がない場合は、第 2 回の投票で多数を得た候補者 2 名につき決選投票を行うものとする。

第9条 理事会の議事内容について議事録を、またその決定について特別議事録 (eine besondere Niederschrift) を作成するものとし、理事会議長がその作成者を任命する。議事録並びに特別議事録は理事会構成員に提出されるものとする。

(2) 理事会議長並びに議事録作成者は、議事録並びに特別議事録が最終的に確定された後、これに署名するものとする。

第10条(1) 理事会はその業務活動を規制する事務手続を作り、委員会を設けて特殊の業務を委任しうるものとする。

(2) 理事会並びにその専門委員会は、その会議に専門家を招請する旨決定することが出来る。

第 2 項 役員会

第11条(1) 役員会は役員会総裁、その代理人のほかに、最少 3 名最大 6 名の構成員によつて組織されるものとする。

(2) 役員会の各構成員は隨時理事会に対し意

見を具申する権限を有する。

第 3 項 一般規定

第12条 理事会及び役員会構成員の氏名は法律第 34 条 b の定めるところに従い公表される。

第 3 款 人事関係

第13条 高級職員、職員及び労務者の権利義務関係 (Rechtsverhältnisse) は別に定める人事規則 (Personalstatut) の定めるところによる。

第 4 款 業務活動

第14条(1) 法律第 13 条 c 項により再割引される手形には、州中央銀行以外に、支払能力ありと認められる 3 人の債務者が支払の責任を負つていなければならない。前記手形は再割引の日から 3 カ月以内に満期の到来する優良商業手形でなくてはならない。

(2) 州中央銀行にある副担保 (Nebensicherheit) またはその他の方法によつて手形の支払が保証されている場合には、2 名の債務者の署名をもつて足りる。

第15条 本法第 13 条 d 項による担保貸付の供与は次の通りとする。

a 本定款第 14 条の要件を満たす手形については、最高、額面額の 10 分の 9 。

b 統合経済地域政府または加盟州中央銀行管轄地域内の州政府の大蔵省手形については、最高、額面額の 10 分の 9 。

c 統合経済地域政府または加盟州中央銀行管轄地域内の州政府の債務証書、並びに統合経済地域政府または加盟州中央銀行管轄地域内の州政府に対する登録債については最高、取引所相場の 4 分の 3 。

d 加盟州中央銀行が担保貸付を行い、または公開市場において取得した確定利付債務証書並びに登録債については、最高、取引所相場の 4 分の 3 。なおこれらについて取引所相場がない場合、理事会またはその委託を受けた銀行の機関が、その時の状況の下で可能な評価方法に基き、貸付の基礎となる価格を決定するものとする。

e 交換法第 11 条に基く公共に対する平衡請求権にして、州中央銀行に属するか、または州中央銀行によって取得され、もしくは貸出の担

保として受け入れられたものに対しては、最高、額面額の10分の9。

第5款 会計報告

第16条 会計報告は商法の規定並びに記帳の基本原則に従つて行われなくてはならない。

第17条 年次決算書の作成に当つては理事会の指定する一定書式の用紙を用いなければならない。

財産評価に当つては商法及び株式会社法の規定を準用する。

第18条 年次決算書は、本法第28条a項に基き役員会から理事会に提出されるに先立ち、専門かつ(※銀行から)独立の会計士(Wirtschafts-

prüfer)の検査を受けるものとする。役員会は理事会により任命された会計士に対し、遅滞なく検査の委託を行うべきものとする。

年次決算書の検査人と役員会との間に、年次決算に関する規定の適用並びに年次決算検査の実行につき意見の差異が生じた場合には、理事会がこれを決定する。

第19条 本法第27条において指示されている銀行及び加盟州中央銀行の綜合諸勘定報告の作成に際し、銀行及び加盟州中央銀行相互間に存する債権債務はこれを相殺する。

3. 州 中 央 銀 行 法

	関係条文
第1章 法的地位	1
第2章 任 務	2
第3章 組 織	3—8
第4章 州の監督	9
第5章 資 本 金	10
第6章 年次決算及び利益金処分	11—12
第7章 業 務	13—18
第8章 週 報	19
第9章 罰 則	20
第10章 終結並びに経過規定	21—27

前 文

(州中央銀行の設立=米軍占領地域法律第66条、英軍占領地域法律第132号、仏軍占領地域法律第209号)レンダー・バンクの設立により州中央銀行設立に関する法律の改正並びに統一が必要となつた。よつて以下の如く指令する。

第1章 法的地位

第1条(1) 州中央銀行は公法上の法人として本店を左記の地に置く。

バイエルン州——ミュンヘン、ブレーメン州——ブレーメン、ヘッセン州——フランク・フルト(アム・マイン)、ヴュルテンベルグ・バーデン州(註1)——シュトットガルト、——以上米軍占領地域(註2)

ニーダーザクセン州——ハノーヴァー、ノルトライン・ウエストファーレン州——デュッセル

ドルフ、シュレスウイッヒ・ホルスタイン州——キール、ハンブルグ市——ハンブルグ——以上英軍占領地域(註註)

ラインラント・ファルツ州——カイザース・ラウテン(註2)、バーデン州(註1)——フライブルグ、ヴュルテンベルグ州(註1)——ロイトイレンゲン——以上仏軍占領地域(註註)

(註1) 1953年1月1日以降ヴュルテンベルグ・バーデン、バーデン、ヴュルテンベルク(ホーエンシオルレン)三州が合併され、州中央銀行も合併されてバーデン・ヴュルテンベルグ州中央銀行となつた。州中央銀行所在地シュトット・ガルト。

(註2) 1949年6月17日所在地はマインツに変更された。州中央銀行は州内に支店を保持することが出来る。

(2) 支店の設置並びにその組織については州中央銀行理事会(Verwaltungsrat)(註)が決定する。右決定には銀行監督局の同意を得ることを要する。

(註) 州中央銀行重役会とでも訳すべきであるが、執行機関たる役員会との関係においてレンダー・バンク理事会と役員会との関係に類似点を有するので便宜本文の様に訳した。以下においては理事会と略称する。レンダー・バンク理事会とは機能・権限・構成上大きな相違がある点が注意されなければならない。

第2章 任 務

第2条 レンダー・バンク設立に関する軍政府法

律第60号（修正条文）〔英軍占領地域法律129号（第一次修正のもの）、仏軍占領地域法律第203号〕並びに同法に基いて発布された法令の規定の枠内において、州中央銀行は本法第13条から第17条に細目を定める以下の任務を有する。

(1) 通貨流通並びに信用供与の調節を行うこと

(2) 金融機関の支払能力並びに流動性を増進し、その予金に対して必要な支払準備金を保持管理すること。

(3) 法律第61号（通貨法）〔仏軍占領地域1948年6月21日法令第158号〕15章に基いて州に交付された新通貨、または州が税金として取得した資金につき、州を代表する唯一の機関として国庫業務並びに現金出納業務を行うこと。

州の要求に基き、州の予金を州から交付された平衡請求権に投資すること。なお州は州中央銀行に対し何時でもその買戻しを請求することが出来る。

州または公法上の法人のために国庫業務を行い、これらに短期信用を供与すること。但しこれらの任務が他の機関の義務に属しない場合に限る。

(4) 州内の振替並びに小切手取引に便宜を供与し、ドイツ・レンダー・バンクの準則に基いて、他のドイツ諸州及び外国との決済取引に便宜を与えること。

(5) 有価証券の保護預り及び管理をなし、有価証券の振替取引(Wertpapier-Uberweisungsverkehr)を行うこと。

(6) 州中央銀行はレンダー・バンク設立に関する軍政府法律第60号（英仏占領地域に対する当該法律は第2条と同じにつき省略一訳註）の定めるところにより、ドイツ・レンダー・バンクの資本金を引受ける。

第3章 組 織

第3条(1) 役員会 (Vorstand) は、総裁、その代理人及び定款に定める一定数の人員によつて構成され、銀行業務の執行に當る。(註)

(註) フランス地域に対する法律第209号には『ランクト・ファルツ州では前記の他、役員会に総

裁の第二代理人が加わる』との条項が追加されている。

(2) 役員会の決議は単純多数決による。賛否同数の場合は総裁の投票によりこれを決する。

(3) 総裁及びその代理人（仏軍占領地域では第二代理人が加わる一訳註）は大蔵大臣の推薦に依り総理大臣が任命する。役員会のその他構成員は総裁の推薦により理事会が任命する。(註)

(註) 総理及び大蔵大臣はいずれも州総理及び州大蔵大臣。以下州の吏員・機関には（州）を挿入する。

(4) 役員会構成員の任期は5年とし再任を妨げない。州中央銀行設立当初の5年間は、定款により総裁を除く他の役員の任期を短縮することが出来る。

(5) 役員会構成員は重大な事由がある場合、（州）銀行監督局の勧告に基き、任命した当局において隨時罷免しうるものとする。

第4条(1) 役員会は裁判上及び裁判外で州中央銀行を代表する。

(2) 役員会構成員2名によつて行われる役員会の意思表示は州中央銀行を拘束する。右の意思表示は役員会の任命した代理人もこれをなすことが出来る。

(3) 独立支店の代表者会 (Vorstand) は、その支配する支店の業務範囲内で、裁判上及び裁判外で州中央銀行を代表する。支店代表者会の2名またはその代理人のなした独立支店の意思表示は州中央銀行を拘束する。

(4) 独立支店の営業活動に関する訴訟は、独立支店を相手として、支店所在地管轄の裁判所に提起することが出来る。

(5) 州中央銀行を代表する権限を有する者1名に対してなされる意思表示は州中央銀行に対する意思表示としての効力を有する。

第5条(1) 総裁は州中央銀行またはその支店における公証役 (Urkundsbeamte) を任命することが出来る。公証役は判事の資格を有しなくてはならない。公証役は公印を保存するものとする。

(2) 公証役は州中央銀行の業務につきすべての公証任務を行う権限を有する。州中央銀行を代表する権限は、州中央銀行の公証役の証明により証明される。

第6条(1) 役員会構成員の俸給、退職金及び遺族手当 (Hinterbleibenendenbezüge) は理事会によつて代表される銀行との契約により定められるものとする。総裁及びその代理人 (仏国占領地域では第二代理人を含む一訳註) と行う (この種一訳註) 契約には(州)総理大臣の許可を要する。

(2) 州中央銀行の幹部職員、職員及び労務員の権利義務関係 (Rechtsverhältnisse) は、役員会が理事会の承認を得て定める規則により規制されるものとする。

第7条(1) 理事会は州中央銀行の業務遂行全般の監督を行う。理事会は州中央銀行の任務達成のための基本原則を定める。理事会は前記原則を定めるに当りドイツ・レンダー・バンク理事会の決定に従わなければならぬ。

(2) 理事会の構成員は 9 名とする。議長 (Vorsitzend) は(州)大蔵大臣の推薦に基き(州)総理大臣により前記構成員の中から任命される。副議長には州中央銀行総裁を以て充てる。前記の他、(州)銀行監督局長、各主管(州)大臣により任命された農業・商工業・勤労者団体代表各 1 名、並びに組合銀行・私法銀行・公法銀行の各団体より株主によって選ばれた各 1 名が、理事会の構成員となる (仏国占領地域法律 209 号により、ラインラント・ファルツ州では前記の他、州中央銀行役員会副総裁を含む 10 名で理事会を構成する)。選挙手続は第 27 条第 4 項(英國占領地域第 27 条第 2 項・仏国占領地域第 27 条第 3 項)により発せられる規則によつて規制される。

(3) 理事会構成員の当初の任期は副議長を除き 1 年とする。次期以後については定款により 3 年を超えない任期を定めることが出来る。再任並びに再選を妨げない。

(4) 理事会の決議は投票者の単純多数決による。賛否同数の場合には議長の投票によつてこれを決する。票決には少くとも構成員半数の出席を要する。

第8条(1) 役員会並びに理事会の構成員、及び州中央銀行に勤務するすべての者は、その了知するに至つた州中央銀行の業務並びに組織、特に銀行のすべての取引並びに供与された信用の範

囲につき、退職後と雖も他に洩らしてはならない。

(2) 前記該当者は前記事項につき(州)銀行監督局の許可 (Genehmigung) なくして裁判所で証言してはならない。この許可は証言が公共の秩序を害するか、または公共の任務の達成を著しく困難ならしめる場合に限り拒絶さるべきものとする。係争事項管轄の裁判所は銀行監督局の決定を再審査することが出来る。許可が重大な事由なしに拒絶されたことが明らかとなつた場合には、裁判所はこの許可なくして証言を要求することが出来る。

第4章 州の監督

第9条 州中央銀行は州の監督に服する。州の監督は銀行監督局によつて行われる。

第5章 資本金

第10条 州中央銀行の資本金はバイエルン州 50 百万マルク、ブレーメン州 10 百万マルク、ヘッセン州 30 百万マルク、ヴュルテンベルク・バーデン州 30 百万マルク、ニーダーザクセン州 40 百万マルク、ノルトライン・ウエストファーレン州 65 百万マルク (註) シュレスヴィッヒ・ホルステイン州 10 百万マルク、ハンブルグ市 10 百万マルク、バーデン州 10 百万マルク、ヴュルテンベルク州 10 百万マルク、ラインラント・ファルツ州 20 百万マルクとする。

(註) 英軍令第 192 号による変更分。変更前は 50 百万マルク。

資本金は持分証券により証券化される。

(2) 資本金は先ず州の出資により調達されるものとする。出資に伴つて生ずる州の権利は(州)大蔵大臣が行使する。(註)

(註) 本条第 3 項——(州) 大蔵大臣は 1952 年 3 月 1 日以前に役員会の同意を得て持分証券を支払準備義務を有する金融機関に公開しなくてはならない——の規定は 1952 年 11 月 3 日州中央銀行法の改正により削除された。

第6章 年次決算及び利益金処分

第11条(1) 役員会は営業年度の終了後 3 カ月以内に年次決算を行うものとする。理事会はこれを検討し承認を与える。理事会の承認により役員会は責を免れる。役員会は年次決算を公表する。

(2) 営業年度は暦年とする。

第12条 (註)(1)(A)州中央銀行の利益金は次の順序で使用されるものとする。

1 利益金の20%は、法定積立金が総債務の10%——但し少くとも資本額を下ることを得ない——に達するまで、これに繰入れる。

2 資本金に対して6%の利益配当を行う。

3 役員会の議決により(州)大蔵大臣の許可を得て残余利益の10%まで特定目的のための積立金を行うことが出来る。

4 通貨改革法の規定に基き州中央銀行に生じた平衡請求権の0.75%相当額一但し純益の半分を超えてはならない——をレンダー・バンクにある平衡請求権買上げのための基金(1952年度及び翌年以降におけるレンダー・バンクの純益分配に関する法律第4号—1953年9月7日—第一章第2条)に繰入れるものとする。

5 残余の利益は州に帰属する。

(B) 法定積立金は資産の減価もしくはその他の損失の補填のためにのみ使用することが出来る。前記目的のために別途積立金がある場合もその使用を妨げない。

(2) 法律第4号第1章第1条に所謂州中央銀行の利益部分から、基金のために買入れられた平衡請求権は、利息を含めて次年度の始めに基金における州中央銀行の利益金からの(払込訳者註)額に応じて州に移管される。

(3) 本条は1953年1月1日から発効する。

(註) 1953年9月7日『州中央銀行法改正に関する第二次法』による改正条文。改正法が単独法となつてゐるため、改正法の各条を便宜上本条各項として、以下右に準じて本条に繰入れた——訳者

第7章 業務

第13条(1) レンダー・バンク設立に関する法律第60号(英軍占領地域法令129号〔第1次改正〕)並びに同法に基く法令の枠内において、州中央銀行は「金融機関並びに公共機関との間に」(仏國占領地域法律第209号では「」内の部分がない—訳註)以下の業務を行ふことが出来る。

1 3人の支払能力ありと認められる債務者が支払の責任を負つている手形並びに小切手を売買すること。(前記)手形は買取の日から起算

して3カ月以内に満期の到来する優良商業手形でなくてはならない。副担保またはその他の方法によつて手形または小切手の支払が保証されている場合には、2名の債務者の署名を以て足りる。

2 統合経済地域政府またはドイツ諸州の発行せる大蔵省手形にして、買入れの日から起算して3カ月以内に満期の到来するものを売買すること。理事会は州中央銀行が本項に基いて所有し、または第5項(b)に基いて担保として貸付を行う大蔵省手形の限度を定めることが出来る。

3 金融市場を規制するため公認の証券市場において取引を認められている以下の確定利付証券——統合経済地域政府、州及びその他の公共団体の公債、抵当証券、地方公共団体債券——を公開市場で売買すること。前記の対象として疑義がある証券については理事会が役員会の意見を徴して決定する。

4 現行法規に従つて外国為替、金、銀及びプラチナを売買すること。

5 担保を徴求して3カ月を越えない貸付を受けまたは供与すること(ロンバルト貸付)。適格担保は次の通り。

a 第1項の条件を備える手形に対しては最高、額面の10分の9。

b 第2項の条件を備える統合経済地域政府またはドイツ諸州の発行した大蔵省手形に対しては最高、額面額の10分の9。

c 定款で認められた確定利付証券並びに統合経済地域政府または州政府の大蔵省証券及び登録債にして、貸付の日から起算して1年以内に期限の到来するものに対しては最高、取引所相場の4分の3。これらの証券について取引所相場がない場合は、役員会がその時の状況の下で可能な評価方法に基いて、貸付の基礎となる価格を決定する。

d 州内の金融機関が州に対して有する平衡請求権。

担保貸付によつて貸付を受けた債務者が返済を延滞した場合には、州中央銀行は裁判上の授權または裁判所の介入なしに、その職員または競売の権限を有する吏員によつて担保品を公売し、

担保品が取引所価格または市場価格を有する場合には州中央銀行の職員または仲買人を使って時価で売却させ、その収入から経費、利息並びに元本を弁済せしめることが出来る。州中央銀行は債務者の他の債権者及び破産財団に対しても前記の権限を有する。

6 州並びに公法上の法人（※大蔵大臣の認可を要す）に対し、第2条第3項に基き一時的現金不足を補填するために貸付を行うこと。この種貸付額は総額で給予金額の5分の1を超えてはならない。

7 （※ドイツ通貨組織の新秩序に関する第三次法〔交換法（註）〕、並びに同法に基いて発せられた施行規則により供与された）、州に対する平衡請求権を金融機関から購入し、またはこれに売却すること。

（註）1948年6月20日の通貨改革のために制定された法律で旧マルク債権債務とドイツ・マルクとの交換を規定している。

（2）前記の取引に適用する割引歩合、貸付利率並びにその他手数料（Entgelt）は、理事会がレンダー・バンクの定めるところに従つて決定し、役員会が公表する。

第14条（1） 州中央銀行は振替取引により若しくは預金として、すべての人から無利子の金を受入れることが出来る。

（2）州内に本店または支店を有する金融機関は、その外部からの受入金に対して一定比率の支払準備金を州中央銀行に保有する義務がある。準備率及び準備金保有の方法はレンダー・バンク理事会規定の基準に従つて理事会が指令する。

第15条（1） 州中央銀行は州内金融機関間のすべての金融取引上の振替及び小切手取立取引の中央決済機関としての業務を行う。州中央銀行、並びに州の金融機関の、各州間の振替及び小切手取引の決済は、レンダー・バンクを通じて行い、州中央銀行はそのための勘定を同行に置くものとする。州中央銀行は現行法規の定める処に従つて外国との決済取引を促進するものとする。

（2）理事会は州内における振替並びに小切手取引の組織並びに実施に関する指令を発することが出来る。

第16条（1） 州中央銀行は金融機関並びに公共機関（öffentliche Verwaltungen）のために有価物（Wertgegenstand）特に有価証券の保護預り並びに保管を行うことが出来る。

（2）州中央銀行は有価証券の集中機関（Wertpapiersammelbank）としての業務を行い、この資格において特に有価証券の振替取引を育成するものとする。州中央銀行は前記目的のために他の有価証券集中機関との間に協定を結ぶことが出来る。

（3）本条第1項及び第2項に掲げられた営業活動はレンダー・バンクにより行われる基本的規制に従うものとする。

（4）州中央銀行はその保護預り若しくは管理する有価証券から生ずる投票権を行使してはならない。

第17条（1） 州中央銀行が同行にあてて振出された小切手に支払保証（Bestätigungsvermerk）の記入をした場合には、法定の時期に小切手の所持人、振出人及び裏書人に対して支払の義務を負う。

（2）州中央銀行は、予め支払準備資金がある場合に限り、小切手に支払保証をなしうる。

（3）支払保証小切手の支払は、振出人の財産について破産手続が開始された場合と雖も、拒絶し得ない。

（4）支払保証から生ずる債務は、小切手が振出後1カ月以内に支払のため提示されない場合消滅する。提示の証明には小切手法（RGBI. I. 933. I. 597）40章の規定を使用する。

（5）支払保証から生ずる請求権は、提示期間の経過時から起算して2カ年で時効にかかる。

（6）支払保証から生ずる法律上の請求権につき裁判上の主張を行う場合、流通証券（Weckselsachen）に適用される管轄権限並びに手続規定を準用する。

（7）支払保証には租税または賦課金納付の義務はない。

州中央銀行は第13条から第17条で許されている取引の外、予め資金を受けて第三者の勘定にする取引、銀行の営業並びに営業に属する目的のためにする取引、及び許された取引の遂行ま

たは決済のためにする取引に限り、これを行うことが出来る。

第8章 週 報

第19条(1) 州中央銀行は毎月7日、15日、23日及び月末現在でその資産・負債残高を公表するものとする。

(2) 公表には左の項目を含まねばならない。

1、資産の部

現金在高

ドイツ・レンダー・バンクにおける予金

(a) 支払準備予金

(b) 任意予金

郵便局預け金

他の州中央銀行預け金及び州外のドイツ金融機関預け金

統合経済地域政府の大蔵省手形及び短期大蔵省証券

州大蔵省手形及び短期大蔵省証券

手形及び小切手

平衡請求権

公開市場で買入れた有価証券

その他有価証券

現金貸付

(a) 州政府に対するもの

(b) その他公共団体に対するもの

貸付

(a) 手形担保のもの

(b) 平衡請求権担保のもの

(c) その他担保のもの

自由処分可能な対外債権

処分に制限ある対外債権

ドイツ・レンダー・バンクに対する持分権

その他資産

2 負債の部

資本金

積立金及び準備金

預金

州内の金融機関預金

他州の "

公共団体預金

その他の国内預金

外国預金

次のものを担保するレンダー・バンクからの借入

(a) 手形

(b) 平衡請求権

(c) その他担保

その他負債

3 前記の他割引手形の裏書交付によつて生じた条件付債務及びドイツ・レンダー・バンクに売却した平衡請求権総額は別記しなければならない。

第9章 罰 則

第28条(1) 役員会の構成員が、第19条の週末貸借対照表または年次決算書の公表にあたり、州中央銀行の状況につき故意に偽りを記載し、または事実を隠蔽した場合には、5年以下の禁錮及び25千マルク以下の罰金、又はこれらの中のいずれかの刑が課せられる。

(2) 刑の訴追は(州)銀行監督局の提議によつて行われる。

第10章 終結並びに経過規定

第21条 州中央銀行の定款は理事会が決定し(州)銀行監督局の承認を受ける。

第22条(1) 州中央銀行は州の機関たる地位を有する。

(2) 州の吏員に対する州政府の責任に関する規定は州中央銀行にも準用する。

第23条 州中央銀行の公表は、州政府が公式発表に使用している官報に一度掲載すれば足りる。公表は官報発行の日から効力を有する。

第24条 州中央銀行は課税建築、建物、住居及び賃貸条件につき、州の最高官庁と同等の特権を有する。

第25条 州中央銀行はドイツ・ライヒス・バンクを法的に継承するものではない。本項の規定は州中央銀行が軍政府の命令により、または同意を得て引継いたライヒス・バンクの資産に関し、州中央銀行の取引を禁ずるものではない。

第26条 本法正文はドイツ語によるものとする。

第27条(註)(1) 本法はバイエルン、ブレーメン、ヘッセン、ヴュルテンベルグ・バーデン州で1949年4月15日発効する。

(2) 無効する。

- a バイエルン州政府法律第50号、1946年11月21日付
- b ヴュルテンベルグ・バーデン州政府法律第55号、1946年12月7日付
- c ヘッセン州中央銀行に設立に関する法律、1946年12月7日付
- d ブレーメン州中央銀行設立に関する法律、1947年3月6日付
- (3) 上記各法律の第26条に基き又は同条に従つて既に実施された法律行為は、各法律の

失効によつて影響を受けないが、後日ドイツ・ライヒス・バンクとの間に行わるべき財産協定を拘束するものではない。

- (4) 本法の実施に必要な法的及び行政的規則は(州)大蔵大臣がこれを発するものとする。

(註) 第27条は本法成立に伴い旧州中央銀行法を廃止するための条項で、各占領地域毎に出されているが、州名及び各州中央銀行設立法が異なるだけで内容は同一である。従つてここでは米占領地域分のみを訳した。

附

西ドイツ中央銀行法改正の方向

西ドイツでは目下内閣において中央銀行法改正案が審議されている。西ドイツ連邦基本法第88条は「連邦は発券銀行としてのブンデス・バンクを設立する」旨規定している。本規定に基き1953—54年の連邦議会に中央銀行法改正案が提出されたが、政治的事情から審議未了の儘今日に至つていた。今般の改正案は経済省の起草になるものであるが、その後レンダー・バンクに提出され、その意見を容れて大幅に改正された。

紙面の関係上同国中央銀行制度の特色たる二重機構及び政府からの独立性の問題に限つて中央銀行法改正の方向を概観すれば下記の通りである。

二重機構

新法案はレンダー・バンクを本店とし各州中央銀行(ベルリン中央銀行を含む)を大支店(Hauptstelle)とする単一機構の中央銀行制度を予定している。連邦制度の精神は大支店長が連邦参議院(各州の代表者により構成される)の推薦により、州政府並びにブンデス・バンク総裁の同意を得て大統領により任命され、各大支店長がブンデ

ス・バンク理事会の構成員となることに生かされている。中央銀行政策の決定並びに執行は総裁・副総裁・大支店長・4~6名の理事に依り構成される理事会(Direktorium)に依つて行われることになつてゐる。なお中央銀行を単一機構とすることは蔵相シェファーの反対により未だ閣議決定を見ていなが、基本的にはこの線で成案が得られる見込である。

中央銀行の独立性

この点については改正法案でも何等変更が加えられていない。しかし改正法案では「公定歩合・支払準備率の変更については、政府代表が異議を申立て得ない」旨の一項が挿入されている。また経済省草案では産業界の代表を含む評議会(Beirat)、政府の会計監査権の強化を計つた監査役会(Verwaltungsrat)の制度が予定されていたが、いずれも中央銀行の独立性を阻害するものとして、現在の改正案では削除されたことが注目される。なお中央銀行の独立性の必要性は西ドイツ朝野の一致した見解となつてゐる。